

医療的ケア児の生活支援について

医療的ケアとは…自宅などで家族などが日常的に行う医療的生活援助行為のことです。
医師や看護師などが行う「医療行為」と同じことを家族などが行う場合、
「医療的ケア」と呼んで、区別しています。



【おうちで育てるための制度&サービス】

① 訪問看護	看護師が居宅を訪問し、医療的ケアを実施するほか、健康状態の悪化防止・回復を手伝います。
② 児童発達支援	遊びや作業を通して日常生活上の基本的な動作を習得します。 ※未就学児が対象
③ 居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がいなどにより外出が困難な障がいのある児童に対して 居宅に訪問し、発達の支援を行います。
④ 保育所等訪問支援	保育所等における、集団生活の適応のための指導や支援を行います。
⑤ 放課後等デイサービス	放課後や夏休み・冬休みなどに利用し、生活能力向上や自立を促進 します。※6～18歳の就学児が対象
⑥ 短期入所 (ショートステイ)	自宅で一時的にお世話ができない場合に、施設などで短期間お預かり します。
⑦ 居宅介護	保護者が体調不良等で支援が困難な場合、ヘルパー等が居宅を訪問し て、入浴、排せつ及び食事などの介護を行います。※利用条件あり
⑧ 家族ほっとサポート	看護師が居宅を訪問し、家族の介護負担の軽減を図ります。 ※①が優先かつ①利用者に限る
⑨ 通学・通所支援 (移動支援)	ヘルパーなどが家族に代わって学校や障がい福祉サービス事業所など への通所の支援を行います。※利用条件あり

【相談先】

①は医療のため、主治医へご相談ください。



②～⑨については、利用条件がありますので、希望される場合は、ふれあい福祉課または
医療的ケア児等コーディネーターや相談支援専門員、福祉サービス事業所に事前にご相談ください。

小松市ふれあい福祉課 （☎0761-24-8050）福祉サービス担当

【小松市独自の福祉サービス】

① 家族ほっとサポート

看護師が居宅へ訪問し、家族の介護負担の軽減を図ります。

対象者	訪問看護により医療的ケアを受けている児童 (一部 18 歳以上も含む)
サービス提供者	市と契約をした訪問看護事業所
申請から利用までの流れ	1. 保護者から市へ申請 2. 訪問看護事業所は、主治医の訪問看護指示書の写しを市へ提出 3. 市は判定会を経て、決定通知書と受給者証を利用者へ送付 4. 利用する訪問看護事業所へ受給者証を提示
支給量	上限月 4 回 (ただし、1 人につき 1 年度の間に 12 回を超えない範囲) 1 回につき、1 時間以下から 30 分区分切りで 4 時間までを設定
自己負担	1 割以内 (月額上限あり。受給者証に記載) 訪問看護事業所への支払い

自己負担について…

〔1 割負担〕 1 時間以内 750 円、1.5 時間 1,130 円、2 時間 1,500 円
2.5 時間 1,880 円、3 時間 2,250 円、3.5 時間 2,620 円、4 時間 3,000 円



② 通学・通所支援（移動支援）

ヘルパーなどが家族に代わって学校や障がい福祉サービス事業所などへの通所の支援を行います。

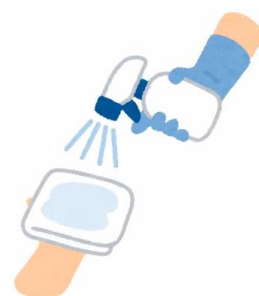
対象者	訪問看護により医療的ケアを受けている児童（一部 18 歳以上） 視覚障がい（身体障害者手帳 1・2 級程度）を有する児童
サービス提供者	市と契約をした事業所
申請から利用までの流れ	1. 保護者から市へ申請 2. 市は判定会を経て決定通知書と受給者証を利用者へ送付 3. 利用する事業所へ受給者証を提示
支給量	月の上限あり（受給者証に記載）
自己負担	1 割以内（月額上限あり。受給者証に記載） 事業所への支払い。
利用条件	保護者が体調不良等で送迎が困難で、スクールバスや通所施設の送迎サービスなどの他の移動手段が受けられない場合に限る。 通学・通所先までの移動時間が概ね 15 分を超えるものを対象とする。

①②については、利用条件がありますので、希望される場合は、ふれあい福祉課または医療的ケア児等コーディネーターや相談支援専門員、福祉サービス事業所に事前にご相談ください。

【衛生用品購入の助成】

医療的ケア児などに対する医療的ケアに必要な衛生用品の購入に係る費用に対して助成します。

ガーゼ、アルコール綿、洗浄綿、ビニール手袋、消毒液、経管チューブ、シリンジ（注射器用）、カテーテル（挿入チューブ）、固定用テープ、ウェットティッシュ、口腔ケア用品、とろみ剤、絆創膏、保湿剤、オムツ袋 他



※原則、医療保険の適用を受けている衛生用品等を除きます。

上記に記載のないものに関しては、ふれあい福祉課まで個別にご相談ください。

対象者	医療的ケア児などを養育する者 (ただし月に20日以上在宅で療養していること)
助成額	1人につき年額上限60,000円
申請から利用までの流れ	1. 利用前に市へ相談し、申請書を提出（毎年度登録が必要） 2. 市が登録 3. 実績報告書と領収書を市へ提出 4. 市から対象者へ支払い
請求時期	8月（4～7月分）、12月（8～11月分）、3月（12～3月分）

【お問い合わせ・ご相談先】

どのようなサービスを使えるのか分からない、入園や入学の手続きをしたいがどこに相談すればよいかわからない、この先どうしたらよいかわからないなど、悩みがある方は、まずは相談機関にお気軽にお問い合わせください。



小松市ふれあい福祉課では、医療的ケアが必要なお子さんとそのご家族の生活を支える様々な制度やサービス等についてのご相談をお受けします。

ふれあい福祉課 電話 0761-24-8050 FAX 0761-23-0294

【医療的ケア児等コーディネーター】

医療的ケア児等コーディネーターとは、お子さんとそのご家族に寄り添い、医療や福祉、保育など様々なご相談をお受けし、サービス利用などの支援を行う専門員です。

障がい福祉サービスを利用する場合には、必ずコーディネーターがつくこととなります。

福祉サービスを利用しない場合でも、コーディネーターへのご相談は可能です。

希望される方はふれあい福祉課までご連絡ください。

電話 0761-24-8050 FAX 0761-23-0294

【そのほか障がい福祉の制度について】

① 各種手帳について

障害者手帳の交付を受けることで、手当や医療費助成、福祉用具の購入助成など、様々なサービスや控除を受けることができます。

身体障害者手帳	視覚・聴覚障がい、肢体不自由などが対象です。 等級は 1 級から 6 級まであります。 申請には医師の診断書が必要です。まずは、かかりつけ医に取得対象となるかご相談ください。
療育手帳	知的障がい対象です。A(重度)・B(中・軽度)の区分があります。 申請から約 6 か月後に交付となります。

② 福祉用具等の購入助成について

お子さんの体に合った装具や、医療的ケアに必要な用具を購入する際に、様々な助成制度があります。
※障がい部位によって支給対象となる用具が異なります。

補装具費支給事業	障がいのために失われた部位や機能を補うために必要とする補装具を支給するものです。購入・修理の前に手続きが必要です。 ※障がい部位によって支給対象となる用具が異なります。 【助成対象用具の例】電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具
日常生活用具の給付事業	在宅で生活する重度の障がいがある方の日常生活を容易にするため、用具を給付します。購入前に手続きが必要です。 【助成対象用具の例】特殊寝台、特殊マット、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、人工呼吸器等用自家発電機又は外部バッテリー

③ 手当について

障がいのあるお子さんやその家庭に特別手当金が支給されます。 ※所得制限があります

特別児童扶養手当	身体・知的・精神に障がいのある児童を養育している方が対象です。
障害児福祉手当	在宅の重度の障がいのある児童が対象です。

必要書類や申請方法など、
詳しくは小松市のホームページをご覧ください。

(https://www.city.komatsu.lg.jp/kenko_fukushi/shogaishafukushi/1/17284.htm)



【お問い合わせ・ご相談先】

【そのほか障がい福祉の制度について】は、小松市ふれあい福祉課までお問い合わせください。

小松市ふれあい福祉課 (☎0761-24-8052) 福祉総合担当